

## 学校給食費に関するQ & A（小・中学校共通）

**問** 口座振替の手続きをしています。それはいつまで有効ですか。

**答** 守山市立の小学校6年間と中学校3年間の最大9年間ご利用いただけます（守山市立の小学校から中学校への進学時にも引き継がれます。）。また、守山市立の小・中学校へ転校された場合もそのままお使いいただけます。なお、振替口座を変更する場合は、保健給食課または学校にご連絡いただければ、口座振替依頼書をお渡ししますので、金融機関窓口にてお手続きをお願いいたします。

**問** 学校給食費のほかに振込手数料は必要ですか。

**答** 手数料は必要ありません。学校給食費のみの金額となります。

**問** 食物アレルギーのある児童生徒の学校給食費の取扱いは、どうなりますか。

**答** 医師の診断に基づく食物アレルギー等の理由により牛乳、パンまたは麺の給食を受けることができない場合については、保護者様の申し出により、学校給食費から実費相当分を控除します。

**問** 病気やけがをして学校を休んだ場合や、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症や暴風警報で学校が休校した場合による学校給食費の取扱いはどうなりますか。

**答** いずれの場合もすでに給食用食材の発注が済んでおりますことから、その日の学校給食費をいただくこととなります。なお、病気等の理由で長期欠席をする場合は、給食停止希望日の5日前の正午（土日、休日等を除く。）までに学校へご連絡いただければ、給食停止期間の学校給食費は請求いたしません。

**問** 就学援助費や生活保護費を給付している場合には、学校給食費の支払いはどうなりますか。

**答** 就学援助費や生活保護費は保護者様に給付されるため、学校給食費は保護者様に請求を行います。ただし、代理納付のお申し出をいただいている場合には、保護者様ではなく学校長宛てに請求を行います。

**問** 学校給食費を支払わなかった場合はどうなるのですか。

**答** お支払いが困難な場合は必ず保健給食課にご相談ください。（納付期限までにお支払いいただかず、かつ納付について誠意を有すると認められない場合には、法的手段を行う場合があります。）